

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税及び森林環境税関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
垂水市は、個人住民税及び森林環境税関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	個人住民税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名
垂水市長

公表日
令和7年10月20日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税及び森林環境税関係事務
②事務の概要	地方税法及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定に従い、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書の出力 ⑤コンビニ交付に関する事務
③システムの名称	住民税システム 地方税電子申告支援サービス 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア コンビニ交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税課税台帳ファイル 年金特徴情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報照会の根拠) 48の項 (情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、118、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114 0994-32-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114 0994-32-1111
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用	
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		<input type="checkbox"/> 委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		<input type="checkbox"/> 提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		<input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。</p> <p>また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供ネットワークシステムによる情報連携では、アクセス権を有する職員のみが使用する。</li> <li>・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。</li> <li>・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。</li> </ul> <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p> <p>■移行作業におけるリスクに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理</li> <li>・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。</li> <li>・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。</li> <li>②移行データ</li> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。</li> <li>・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。</li> <li>・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。</li> <li>③テストデータ</li> <li>・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。</li> <li>④相互牽制</li> <li>・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。</li> </ul>		
9. 監査			
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> 自己点検 ]	[ <input type="checkbox"/> 内部監査 ]	[ <input type="checkbox"/> 外部監査 ]
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	<p>特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、毎年、教育研修を実施している。研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、府内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。</p> <p>■移行作業時に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。</li> </ul> <p>■中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>①物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</li> <li>・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul> <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バーチャルマシンの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul> <p>■ガバメントクラウドにおける措置</p> <p>①物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</li> <li>・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</li> </ul> <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</li> <li>・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクセシビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</li> <li>・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</li> <li>・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、バーチャルマシンの更新を行う。</li> <li>・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</li> <li>・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</li> <li>・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</li> </ul>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	評価実施機関における担当部署 所属長	税務課長 池松 烈	税務課長 楠木 雅己	事後	
平成28年9月1日	対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成28年9月1日	取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成29年10月1日	対象人数 いつ時点の計数か	平成28年9月1日 時点	平成29年10月1日 時点	事後	
平成29年10月1日	取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年9月1日 時点	平成29年10月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I 5 ②所属長	税務課長 楠木 雅己	税務課長 港 裕幸	事後	
平成30年4月1日	II 1 いつ時点の計数か	平成28年9月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II 2 いつ時点の計数か	平成28年9月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一(16の項)並びに地方税法等	番号法第9条第1項、別表第一 16の項	事後	
平成31年4月1日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の項)	番号法第19条7号、別表第二(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の項)	事後	
平成31年4月1日	I 5 ②所属長の役職名	税務課長 港 裕幸	税務課長	事後	
平成31年4月1日	II 1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II 2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	-	別紙評価書のとおり	事後	様式改正に伴う追加
令和1年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年12月1日	II 2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和2年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和2年12月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和3年12月1日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37)	番号法第19条8号、別表第二(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37)	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和3年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和3年12月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和4年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和4年12月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和5年12月1日	I 1 ②事務の概要	地方税法等の規定に則り、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書の出力	地方税法等の規定に則り、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書の出力	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和5年12月1日	I 1 ③システムの名称	住民税システム 地方税電子申告支援サービス 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア コンビニ交付システム	住民税システム 地方税電子申告支援サービス 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア コンビニ交付システム	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和5年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和5年12月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和7年1月24日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16の項	番号法第9条第8号に基づく主務省令第2条の表(情報照会の根拠) 48の項(情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、118、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)	事後	法改正に伴う修正
令和7年1月24日	II 1 いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	令和7年1月27日 時点	事後	
令和7年1月24日	II 2 いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	令和7年1月27日 時点	事後	
令和7年1月24日	IV 8 人手を介在させる作業	-	十分である	事後	様式改正に伴う追加
令和7年1月24日	IV 8 人手を介在される作業(判断の根拠)	-	人為的ミスが発生するリスクへの対策:十分である。  マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・情報提供ネットワークシステムによる情報連携では、アクセス権を有する職員のみが使用する。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う追加
令和7年1月24日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式改正に伴う追加
令和7年1月24日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	十分である	事後	様式改正に伴う追加
令和7年1月24日	IV 11 最も優先順位が高いと考えられる対策(判断の根拠)	-	9) 従業者に対する教育・啓発:十分である。  特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、毎年、教育研修を実施している。研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。 また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	様式改正に伴う追加
令和7年10月1日	評価書名	個人住民税関係事務 基礎項目評価書	個人住民税及び森林環境税関係事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	垂水市は、個人住民税関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなりスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	垂水市は、個人住民税及び森林環境税関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなりスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和7年10月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務の名称	個人住民税関係事務	個人住民税及び森林環境税関係事務	事後	
令和7年10月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務の概要	地方税法等の規定に則り、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ・給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書の出力	地方税法及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定に従い、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ・給与所得者の異動届の入力	事後	
令和7年10月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和7年1月27日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和7年10月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和7年1月27日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和7年10月1日	IV 8 人手を介在される作業(判断の根拠)	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・情報提供ネットワークシステムによる情報連携では、アクセス権を有する職員のみが使用する。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・情報提供ネットワークシステムによる情報連携では、アクセス権を有する職員のみが使用する。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。  ■移行作業時におけるリスクに対する措置 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び権限を制限している。 ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録している。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。 ③テストデータ ・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。 ④相互牽制 ・移行作業は二人で行なう相互牽制の体制で実施している。"	事前	
令和7年10月1日	IV 11 最も優先順位が高いと考えられる対策(判断の根拠)	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、毎年、教育研修を実施している。研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。 また、府内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、毎年、教育研修を実施している。研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、府内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。  ■移行作業時に関する措置 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。 ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録している。 ■中間サーバ・プラットフォームにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行なうとともに、ログの解析を行なう。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バターンファイルの更新を行なう。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセ	事前	